

## 新旧対照表

現 行	改正案	備 考
<p style="text-align: center;">札幌市健康づくり推進協議会設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この要綱は、市民の生涯を通じた健康の実現を目指し、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を関係機関、関係団体、行政等が協働して支援し、「健康さっぽろ21」を推進していく札幌市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) <u>「健康さっぽろ21」の普及啓発に関すること。</u></p> <p>(2) <u>「健康さっぽろ21」の支援体制に関すること。</u></p> <p>(3) <u>地域保健・職域保健の連携推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他「健康さっぽろ21」及び地域・職域保健の推進に関すること。</u></p> <p>(委員等)</p> <p>第3条 協議会の委員は、次に掲げる者 <u>35</u>名以内をもって構成する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 保健医療関係団体の代表者</p> <p>(3) 健康保険団体の代表者</p> <p>(4) 職域保健関係団体の代表者</p> <p>(5) 教育関係団体の代表者</p> <p>(6) 市民団体の代表者</p> <p>(7) 地域の代表者</p> <p>(8) <u>その他健康づくりの推進に必要と認める者</u></p> <p>2 <u>協議会に、会長及び副会長各1名を置く。</u></p> <p>3 <u>会長及び副会長は、互選による。</u></p> <p>4 委員の任期は2年とする。ただし、補充による場合の任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p style="text-align: center;">札幌市健康づくり推進協議会設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき定める札幌市健康づくり基本計画（以下「計画」という。）の策定、推進、評価等を行うために設置する札幌市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) <u>計画の策定、推進及び評価に関すること。</u></p> <p>(2) <u>計画の普及啓発に関すること。</u></p> <p>(3) <u>地域保健・職域保健の連携推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他札幌市の健康づくり施策に関すること。</u></p> <p>(委員等)</p> <p>第3条 協議会の委員は、次に掲げる者 <u>40</u>名以内をもって構成する。</p> <p>(1) }  (2) }  (3) }  (4) } 現行どおり  (5) }  (6) }  (7) }</p> <p>(8) <u>その他計画の推進に必要と認める者</u></p> <p>2 <u>委員は公募によることができる。</u></p> <p>3 <u>委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充することができる。</u></p> <p>4 委員の任期は2年とする。ただし、補充による場合の任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>・協議会の役割の拡大に伴う字句整理</p> <p>・協議事項に計画の策定を追加するとともに字句整理を行う。</p> <p>・委員数の改正</p> <p>・公募委員の追加</p>

現 行	改正案	備 考
<p>(会議の招集等)</p> <p>第4条 会議は会長が招集し、会議の議長となる。 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。</p> <p>(部会)</p> <p>第5条 協議会は、必要があるときは部会を設置することができる。 2 部会に、部会長及び副部会長各1名を置き、会長が委員のうちから指名する。 3 部会の構成員については、委員のうちから会長が指名する。</p> <p>(札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会)</p> <p>第6条 協議会は、札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会(以下「札幌部会」という。)を設置する。 2 札幌部会の運営方針及び委員の構成等については、別途定め</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。 2 会長及び副会長は、互選により決定する。 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。 4 会議は公開とする。ただし、会長が非公開とすることが適当と認めるときは、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第6条 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を認めることができる。 2 前項の規定により出席を認められた者は、会議において意見を述べるができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 協議会は、必要に応じ部会を設置することができる。 2 部会に部会長及び副部会長各1名を置き、その部会に属する委員の互選によりこれを定める。 3 部会長は、その部会の会務を総括する。 4 部会に属する委員は会長が指名する委員をもって構成し、部会に属する委員の任期は協議会の委員の任期に準ずる。</p> <p>(札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会)</p> <p>第8条 協議会は、札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会(以下「連絡会」という。)を設置する。 2 連絡会の運営方針及び委員の構成等については、別に定め</p>	<p>・定足数を規定</p> <p>・会議の公開</p> <p>・委員以外の者から意見を聴取等できる旨規定</p> <p>・部会長は互選とする。</p> <p>・字句整理</p>

現 行	改正案	備 考
<p><u>る要領に基づくものとする。</u></p> <p>(事務局) 第7条 会議の事務局を保健所健康企画課に置く。</p> <p>(その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>協議会で協議して定めるものとする。</u></p> <p>附 則 この要綱は、平成15年2月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年12月7日から施行する。</p>	<p><u>る。</u></p> <p>(謝礼) 第9条 <u>協議会又は部会の会議に出席した委員に対して、札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）別表中「その他の附属機関の委員」に定める報酬日額を支給する。</u></p> <p>(庶務) 第10条 <u>協議会の庶務は、保健福祉局保健所健康企画課において行う。</u></p> <p>(委任) 第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は<u>会長が定める。</u></p> <p>附 則 この要綱は、平成15年2月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年12月7日から施行する。</p> <p>附 則 <u>1 この要綱は、平成24年 月 日から施行する。</u> <u>2 (仮称)札幌市健康づくり基本計画策定委員会設置要綱（平成13年3月12日保健福祉局長決裁）は、廃止する。</u></p>	<p>・謝礼の支給を明記</p> <p>・字句整理</p> <p>・字句整理</p> <p>・本改正要綱の施行に伴い、現行計画策定時に制定した（仮称）札幌市健康づくり基本計画策定委員会設置要綱を廃止する。</p>